

Ⅱ 装備品等及び役務の調達業務

第1章 装備品等の調達業務とその特色



F-35A 戦闘機

1 所掌事務の概要

装備庁においては、自衛隊の任務遂行に必要な装備品等（火器、誘導武器、電気通信、船舶、航空機、車両、機械、弾火薬類、食糧、燃料、繊維及びその他の需品）及び役務[※]で大臣の定める主要なものの調達を一元的に実施しており、これを中央調達と呼んでいます。

一方、調達要求元である大臣官房等においても、大臣が中央調達品目としていないものは大臣官房長等が自ら調達し、また、中央調達とされる品目であっても、①1件150万円以下のものを調達する場合、②特に緊急の必要がある場合、③特別の事由があり大臣の承認を受けた場合には、特例として、大臣官房長等が自ら調達を行うことができることとされています。これらを装備庁が行う中央調達に対し、地方調達と呼んでいます。

装備庁は、現在、防衛関係費全体のほぼ1/3に相当する1兆8千億円に上る大きな予算額を執行している調達機関です。その契約額は、他省庁と比べ群を抜く存在ですが、その調達内容においても際立った特色を持っています。それは、特殊な仕様や最先端技術等を必要とし、また、法令などの制約等もあつて競争契約による調達になじまないものが少なくないという防衛装備品の持つ特異性によるものです。

このような特色を持つ中央調達の実務において、原価計算、契約、監督・検査から支払に至るまでの一連の業務を適正・的確に処理するためには、高度に専門的であるとともに広い視野に立って均衡のとれた判断ができる知識、経験及び能力が要求されます。そのため、調達の実施に当たっては、広く各種の調査、資料収集等を行い、かつ、蓄積されたノウハウを駆使して、適正な業者選定、価格の算定等に努めるとともに、大臣官房等と緊密な連携をとり、調達内容の整合、予算整理等全体的な総合調整を行って的確に事務を処理しているところ
です。

役 務：修理、輸送等をいいます。

大臣の定める主要なもの：装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第4号）第3条において規定している装備品等及び役務をいいます。

競争契約：一般競争契約及び指名競争契約をいいます。

| 組 織 | 課 (官) 室 等 | 所 掌 事 務 の 概 要 | |
|-----------------|-------------|---|---|
| 防 衛 装 備 庁 | 長 官 官 房 | 会 計 官 | 経費及び収入の予算及び会計、経費及び収入の決算の作成、行政財産及び物品の管理 |
| | | 監 察 監 査 ・ 評 価 官 | 職員の職務執行における法令の遵守その他の職務遂行の適正を確保するための監察、経費及び収入の決算及び会計の監査、装備品等及び役務の調達に関する審査、装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する業務の監査、政策の評価、防衛調達審議会の庶務 |
| | 調 達 管 理 部 | 調 達 企 画 課 | 調達管理部の所掌事務に関する総合調整、装備品等及び役務の調達に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案、調達に係る入札及び契約の適正化、調達に関する業務の総括、調達に関する業務に伴う苦情の処理、調達に係る仕様書の総括、標準化業務 |
| | | 原 価 管 理 官 | 装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案、調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関する業務の総括、調達に関する予定価格の作成に関し必要な原価その他の共通的な情報の収集及び基準の設定 |
| | | 企 業 調 査 官 | 装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成に関する企業における経理の適正性の調査、調達に関する原価監査に関する共通的な事項の調査、調達に関する検査その他の契約の履行に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案、調達に関する検査等の総括 |
| | 調 達 事 業 部 | 需 品 調 達 官 | 装備品等及び役務に関する業態調査、契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結、契約の履行の促進、契約に伴う証明、仕様書の作成、仕様書の検討、調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理、調達に関する業務の連絡調整、地方防衛局が行う検査その他の契約の履行に関する業務の総括、検査の実施、調達品の品質試験 (所掌品目) 需 品 調 達 官：食糧、繊維製品、燃料その他の需品、衛生器材等、輸送の役務 機 械 車 両 室：機械類、車両等 武 器 調 達 官：火器、化学器材、装甲車両等 弾 火 薬 室：弾火薬類 電 子 音 響 調 達 官：電波器材、磁気器材、音響器材等 通 信 電 気 室：通信器材、電気器材等 電 子 計 算 機 室：情報システム、ソフトウェア、調査委託 艦 船 調 達 官：船舶、船舶用器材等 誘 導 武 器 室：誘導武器、魚雷等 航 空 機 調 達 官：固定翼航空機、エンジン等 航 空 機 部 品 器 材 室：航空機用部品、整備用又は訓練用器材等 回 転 翼 室：回転翼航空機、エンジン等 輸 入 調 達 官：装備品等及び役務の外国からの調達 有 償 援 助 調 達 室：有償援助調達 |
| | | 機 械 車 両 室 | |
| | | 武 器 調 達 官 | |
| | | 弾 火 薬 室 | |
| | | 電 子 音 響 調 達 官 | |
| | | 通 信 電 気 室 | |
| | | 電 子 計 算 機 室 | |
| | | 艦 船 調 達 官 | |
| | | 誘 導 武 器 室 | |
| 航 空 機 調 達 官 | | | |
| 航 空 機 部 品 器 材 室 | | | |
| 回 転 翼 室 | | | |
| 輸 入 調 達 官 | | | |
| 有 償 援 助 調 達 室 | | | |
| 地方防衛局 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防衛施設等の整備に係る建設工事の契約、積算、監督・検査等に関する事務 ・ 防衛行政全般について地方公共団体との政策的な調整に関する事務 ・ 防衛施設の設置・返還に係る地元調整、基地周辺対策等の実施に関する事務 ・ <u>装備品等及び役務の調達に係る原価監査、監督・検査等に関する事務</u> ・ 土地等の取得・管理・返還に係る事務 | |

下線部：中央調達に関する業務

2 防衛省における防衛調達制度改革の紹介

(1) 契約制度等

防衛省は、平成11年4月に取りまとめた「調達改革の具体的措置」等に基づき、防衛調達の透明性及び公正性を確保し、その抜本的見直しを図るため、調達改革に努めてきました。

平成15年9月以降の総合取得改革においては、2度の中間報告を踏まえ、平成20年3月に総合取得改革推進PT報告書を取りまとめています。また、同年7月には防衛省改革会議報告書を、同年8月にはその実施計画を取りまとめ、かかる報告を踏まえて取得改革の着実な進捗及び具体化を図るため、旧装備施設本部にプロジェクトチームを設置し、一般輸入調達に係る課題への対応、装備品等のライフサイクルコスト管理の強化及びインセンティブ契約の拡充などといった防衛調達全般にわたる改革を推進したところです。

平成22年6月の防衛省改革に関する大臣指示において、取得改革については、契約における公正性・透明性の確保に十分留意するとともに、装備品の維持・整備分野における改革や防衛産業・技術基盤の確保等も含め、総合的に検討することとされたことを踏まえ、有識者を交えた契約制度研究会が設置されました。

同研究会では、超過利益を返納する契約条項の適用条件の見直し、コストダウン・インセンティブを引き出す契約制度、維持整備に係る成果の達成に応じて対価を支払う契約方式（PBL）及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）の活用による次期Xバンド衛星通信事業等に係る契約方式等の検討等について中間報告（平成22年8月及び平成23年4月）が取りまとめられました。

これらの報告を踏まえ、平成24年3月に超過利益を返納する契約条項の適用条件の見直し措置を講ずるとともに、同年4月にはコストダウン・インセンティブを引き出すための作業効率化促進制度の改善措置を講じ、さらに、平成25年1月にXバンド衛星通信事業に係るPFI事業の契約を、同年3月にPBLパイロット・モデルとして特別輸送ヘリコプターEC-225LPに係る

契約をそれぞれ締結しました。また、平成28年3月には、新たに民間海上輸送力活用に係るPFI事業の契約を締結しました。

また、同研究会による平成24年9月の中間報告では、防衛生産・技術基盤研究会の最終報告（同年6月）を踏まえ、コストダウン・インセンティブを引き出す契約制度の拡充や価格低減を見据えた契約方式の適用の検討等が必要であるとされました。

平成25年12月に策定された防衛計画の大綱・中期防衛力整備計画や、平成26年6月に策定された防衛生産・技術基盤戦略においては、装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化、更なる長期契約の導入の可否、企業の価格低減インセンティブを引き出すための契約制度の更なる整備の検討等が盛り込まれました。防衛生産・技術基盤戦略を策定した総合取得改革推進委員会においては、これに併せて、プロジェクト管理を実施するためのガイドラインの検討、コスト補償型契約（共同履行管理型インセンティブ）導入の検討等、旧装備施設本部における業務改善検討の取組が報告されました。共同履行管理型インセンティブ契約導入の検討については、平成27年11月の契約制度研究会（第26回）における報告以降検討を重ねてきたところですが、令和元年6月に共同履行管理型インセンティブ契約制度を導入し、一部の事業に適用しています。

平成28年2月の契約制度研究会（第27回）においては、長期契約の契約管理の枠組み（P-1機体特殊条項）についての報告が取りまとめられました。

平成30年2月以降の同研究会（第30～36回）においては、原価計算方式における価格算定の在り方について検討を重ね、令和2年4月より、調達価格の低減及び企業のコストダウン意欲の向上を目的として、前例価格より価格が低減した場合、その低減額の一部を利益として付与することとしました。令和3年度は算定の対象となった契約114件の内10件で低減額の一部を利益として付与しました。

令和元年10月及び令和2年12月に経団連と「契約制度及び調達の在り方（○利益水準の確保・向上 ○官民の意見交換の場 ○業務効率化・デジタル化

の推進)」について意見交換会を実施し、今後も意見交換を継続していくところ
です。

防衛省では、今後も引き続き改革の手を緩めることなく施策を推進し、より
一層国民に開かれた防衛調達を実現してまいります。

(2) 会計・調達業務等監査及び監察

会計監査は会計経理、調達業務等監査は調達業務について、それぞれの実態
を把握し、これが適正かつ効率的に行われるよう是正指導し、業務の改善及び
能率の増進に寄与することを目的として実施しています。

また、監察については、予算の適正かつ効率的な執行及び法令遵守の観点か
ら、職員の職務遂行の適正を確保することを目的として実施しています。

